

令和元年度松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

○出席議員

- 1 番 米 田 利 彦
- 2 番 村 田 茂
- 3 番 川 田 修
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 立 井 武 雄
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長	古川和之
産業建設部長	小坂宜弘
特命部長兼危機管理課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
税務課長	石森典彦
総務課長	松下師一
チャレンジ課長	入口直幸
建設課長	吉崎英雄
産業環境課長	谷本富美代
上下水道課長	富士雅章
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田正則
議会事務局係長	森吉梢

令和元年度松茂町議会第2回定例会会議録

令和元年6月6日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第3号 松茂町農業委員会の委員の任命について
- 日程第4 報告第1号 松茂町土地開発公社平成31年度事業計画及び予算並びに平成30年度決算に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第2号 平成30年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第6 報告第3号 平成30年度松茂町水道特別会計予算繰越計算について
- 日程第7 報告第4号 専決処分の報告について
 - 専決第1号 平成30年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）
 - 専決第2号 松茂3号線幹線下水道工事その3変更請負契約締結について
 - 専決第3号 M13八北開拓地区下水道工事変更請負契約締結について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専決第4号 松茂町税条例等の一部を改正する条例
 - 専決第5号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 専決第6号 平成30年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
 - 専決第7号 平成30年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第51号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第52号 松茂町役場立体駐車場整備工事請負契約締結について
- 日程第11 議案第53号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第54号 松茂町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第13 議案第55号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第56号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第57号 令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議
- 日程第17 発議第4号 予算決算特別委員会設置に関する決議
- 日程第18 発議第5号 議員派遣の件

令和元年松茂町議会第2回定例会会議録

第1日目（6月6日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから令和元年松茂町議会第2回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。令和元年松茂町議会第2回定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

5月より新しい元号令和に変わり初めての定例会でございます。また、議員構成も4月21日の統一地方選で新たな構成となった顔ぶれでの初めての議会でございます。議員各位、また、理事の皆様方、職員の皆さん方には、本日からの議会運営が円滑に行われますよう、ご協力をいただけるよう、お願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和元年松茂町議会第2回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和元年松茂町議会第2回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤道昭君】　吉田町長から招集の挨拶があります。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。梅雨入りも間近なようでございます。じめじめした時期となってまいりました。議員各位には、体に十分ご留意をいただき議会に臨んでいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

本日は、議長も申しましたように、令和元年松茂町議会第2回定例会の招集ということでございますが、改元になって初めての議会でございます。今後とも、またよろしくお願いしたいと思っております。それで、議員各位には、公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日の定例会に上程いたしました議案につきましては13件となっております。どうか全議案を慎重に審議いただきまして、可決決定を賜りますようお願いをさせていただきます。簡単でございますが、招集のご挨拶にかえさせていただきます。これからもよろ

しくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたしておきます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番川田修議員、及び4番板東絹代議員を指名いたします。

○議長【佐藤道昭君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、6月6日から6月18日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　異議なしと認めます。

よって、会期は6月6日から6月18日までの13日間に決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】　日程第3、同意第3号「松茂町農業委員会の委員の任命について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、令和元年第2回定例会に上程いたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、松茂町農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員の村田茂氏が平成31年4月31日をもって辞任されましたことから、新たに羽柴宗徳氏をお願いしたいと考えておりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、羽柴氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、ご同意をよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決に入ります。

同意第3号「松茂町農業委員会の委員の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、同意第3号「松茂町農業委員会の委員の任命について」は、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議長【佐藤道昭君】 日程第4、報告第1号「松茂町土地開発公社平成31年度事業計画及び予算並びに平成30年度決算に関する書類の提出について」から、日程第7、報告第4号「専決処分の報告について」までの報告4件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、引き続きまして提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号、松茂町土地開発公社平成31年度事業計画及び予算並びに平成30年度決算に関する書類の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成30年度松茂町土地開発公社事業決算でございますが、用地の取得、売却とともにございませんでした。土地の管理費のみの決算となっております。

平成31年度の松茂町土地開発公社の予算といたしましては、現在公社が保有しております広島字北川向の用地を売却する計画ですので、関係する予算を計上しております。なお、これらの公社の予算及び決算につきましては、本年4月10日開催の松茂町土地開発公社理事会においてご承認をいただいているところでございます。

次に、報告第2号、平成30年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成30年度事業のうち、事業の執行状況により、町勢要覧作成事業において220万円、プレミアム付き商品券事業において123万4,000円、都市計画図作成事業において420万円、合併処理浄化槽整備事業において121万2千円を令和元年度に繰り越して事業を実施するものであります。

次に、報告第3号、平成30年度松茂町水道特別会計予算繰越計算につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

一般国道11号バス停改良事業に伴う配水管布設替工事で791万2,000円を令和元年度に繰り越して事業を実施するものであります。

続きまして、報告第4号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

まず、専決第1号、平成30年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳出予算の組み替えを行ったものでございます。これは、渡船場従業員の1人が退職したことに伴い、就業規則に基づいて特別功労金を支給するため報償費に10万円を計上したものでございます。

次に、専決第2号、松茂3号線幹線下水道工事その3変更請負契約締結につきましては、平成30年6月20日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成31年3月22日に竣工いたしております。

今回の変更の主なものは、開削工を実施した際、地下水位が高く施工困難であったため、地盤改良を追加したことに伴う、契約金額の増額であります。

次に、専決第3号、M13八北開拓地区下水道工事変更請負契約締結につきましては、平成30年6月20日の定例会において契約議決をいただき執行し、平成31年3月22日に竣工をいたしております。

今回の変更の主なものは、舗装の延長を伸ばしたことに伴う契約金額の増額であります。

この後、担当から詳細説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

担当職員の詳細報告は、報告第1号、第2号、第3号、第4号の順番で求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 失礼いたします。それでは、報告第1号についてご説明申

上げます。

議案書 2 ページをお開きください。

報告第 1 号、松茂町土地開発公社平成 31 年度事業計画及び予算並びに平成 30 年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、松茂町土地開発公社平成 31 年度事業計画及び予算並びに平成 30 年度決算に関する書類を別紙のとおり議会に提出するというものでございます。

説明の都合上、先に平成 30 年度決算をご説明し、その後に平成 31 年度事業計画及び予算をご説明申し上げます。

議案書 3 ページへお進みください。

平成 30 年度収入支出決算資金運用書でございます。表中の決算額の欄をご確認ください。上段の収入では、項 1、繰越金、目 1、前年度繰越金が決算額 418 万 1,150 円、項 2、事業収入及び項 3、借入金はございませんでした。項 4、事業外収入では、目 1、利息収入が決算額 310 円で、収入合計額は 418 万 1,460 円でございます。

次に、下段の支出でございますが、項 1、目 1、借入金償還金は土地の売買事業がないためございませんでした。項 2、事業費では、土地取得費及び土地造成費はございませんでした。目 3 の一般管理費で 7 万 6,004 円の決算額でございますが、これは、土地開発公社に係る法人町民税 5 万円と法人県民税 2 万円、及び広島宇北川向地区に所有する約 379 m²の土地の管理に必要な経費、具体的には、除草剤の購入費 6,004 円の合計額でございます。項 3、事業外費用及び項 4、予備費の決算額はいずれもゼロ円で、項 5、翌年度繰越金が決算額 410 万 5,456 円となり、支出合計額は 418 万 1,460 円でございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

上段は貸借対照表でございます。これは、平成 31 年 3 月 31 日現在の状況をあらわしたものでございます。資産の部では、流動資産といたしまして現金及び預金が 410 万 5,456 円、公有用地が 3,693 万 4,550 円であり、資産合計は 4,104 万 6 円でございます。

次に、負債の部でございますが、松茂町土地取得特別会計からの長期借入金が 1,200 万円でございます。これは、北川向地区の土地を購入する際に借り入れたものでございます。

続いて、資本の部でございますが、基本財産が 300 万円の基本金合計は 300 万円で

ございます。準備金では、前期繰越準備金が2,611万5,700円、当期利益がマイナス7万5,694円で、準備金合計は2,604万6円でございます。従いまして、資本合計は2,904万6円、負債及び資本合計が4,104万6円でございます。

続きまして、それに続きます下段の損益計算書でございますが、これは、単年度の収支の状況をあらわしております。平成30年度の事業収益及び事業原価はゼロでございました。次に、販売費及び一般管理費でございますが、先にご説明いたしました法人町県民税及び除草剤等の経費7万6,004円でございます。次の事業外収益として受取利息が310円ありますことから、事業外費用がゼロということも合わせて、差し引き当期利益はマイナス7万5,694円となっております。

次の5ページに、南東監事及び石森監事が審査報告をいたしました決算審査意見書を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

以上が、松茂町土地開発公社の平成30年度の決算の状況でございます。

続きまして、平成31年度松茂町土地開発公社の事業計画及び予算についてご説明いたします。

まず最初に、今年度公社の予算の名称につきましては、4月10日の理事会におきまして平成31年度予算として承認議決されておりますことから、5月1日に令和に改元されたわけではありますが、現時点では、議決どおり、平成31年度予算としてご説明させていただきます。恐れ入りますが、ご了解ください。

なお、近く、第2回理事会の開催を予定しておりますことから、その際に予算の名称も改めることとしております。

それでは、平成31年度の事業計画をご報告いたします。

今年度の事業計画でございますが、去る4月10日の公社理事会におきまして、今年度中に公社を解散する計画が承認されておりますことから、広島宇北川向地区の土地、面積約379㎡を松茂町へ売却し借入金を返還する事業と予算を組んでおります。

6ページ、7ページをお開きください。

6ページに第1条以下、平成31年度松茂町土地開発公社予算の総則規定を掲載しておりますが、詳細につきましては、右側7ページの平成31年度収入支出予算資金計画書により説明させていただきます。

まず、7ページ上段の収入でございますが、項1、繰越金、目1、前年度繰越金は、予算額410万5,000円でございます。項2、事業収入は、目1、土地売却収入とし

て1,700万円を予算計上しております。項3、事業外収入では、目1、利息収入として1,000円を見込んでおります。合計すると、収入予算は2,110万6千円でございます。

次に、下段の支出でございますが、項1、目1、借入償還金は1,220万1,000円を計上しております。土地売却収入により、松茂町土地取得特別会計からの長期借入金、これを返済することとしております。項2、目1、一般管理費につきましては、法人町県民税及び事業経費に充てる予算として50万円を計上しております。項3、事業外費用では、目1、支払利息として目のみを設定するため1,000円としております。項4、予備費で50万円、項5、繰越金として790万4,000円を計上いたしまして、支出合計も収入合計と同額の2,110万6千円といたしております。

以上、報告第1号、松茂町土地開発公社平成31年度事業計画及び予算並びに平成30年度決算に関する書類の提出について報告の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、報告第2号のうち総務課で所管いたしております事業について、ご説明、ご報告をさせていただきます。

議案書8ページへお進みください。

報告第2号、平成30年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算について別紙のとおり報告するというものでございます。

続きまして、議案書9ページ、向きが変わります、表をご確認ください。

平成30年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。事項別明細書、これを添付しておりまして、次の10ページに歳入を、11ページに歳出をお示ししてございますので、あわせてご参照ください。

それでは、議案書9ページ、計算書の方でご説明させていただきます。

款5、総務費、項1、総務管理費におきまして、2つの事業を令和元年度へ繰り越しました。上段、町勢要覧作成事業の繰越額は220万円で、繰り越した財源の内訳は全て一般財源でございます。現在編集作業中の新しい町勢要覧は、平成30年度末に発行するべく取材、写真撮影等を進めてまいりましたが、今春、町議会議員の改選と5月1日が改元という予定となっておりますことから、そうした内容を紙面に反映させた方がいいという判断をいたしまして、去る第1回定例会におきまして繰り越しをお願いしたところでご

ございます。

次に、下段、プレミアム付き商品券事業の繰越額は123万4,000円で、繰り越した財源の内訳は全て国費でございます。プレミアム付き商品券は、この10月1日に予定されております消費税率の改定にあわせて、所得が少ない個人と3歳半未満の乳幼児がいる子育て世帯を対象に、消費税引き上げ直後に生じる負担増を軽減するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として25%のプレミアムがついた商品券を発行するものです。国の平成30年度第2次補正予算、これ、2月7日に成立したものでございます。その第2次補正におきまして事業費の一部が先行して交付されましたことから、令和元年度へ繰り越して執行を行うものでございます。

以上、繰越明許費繰越計算のうち、総務課が所管いたします2つの事業についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 吉崎建設課長。

○建設課長【吉崎英雄君】 それでは、報告第2号のうち、建設課で所管いたします繰越明許費につきましてご報告させていただきます。

引き続き、議案書9ページをご覧ください。

款30、土木費、項15、都市計画費の都市計画図作成事業におきまして420万円を令和元年度に繰り越しいたしました。繰り越しいたしました財源の内訳は、全て一般財源でございます。都市計画図の作成において、現在整備中の道路台帳システムの測量データを活用することによりコスト削減を図る予定でございましたが、測量の遅延により年度内での作成が困難となりましたので、翌年度に繰り越しをするものでございます。

なお、10ページに歳入予算、11ページに歳出予算の事項別明細書を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、建設課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 富士上下水道課長。

○上下水道課長【富士雅章君】 それでは、私から報告第2号のうち、上下水道課所管、事業の繰越明許費についてご報告をさせていただきます。

引き続き、議案書の9ページをご覧ください。

平成30年度松茂町一般会計繰越明許費繰越計算書の4段目でございます。款30、土木費、項15、都市計画費、事業名、合併処理浄化槽整備事業におきまして121万2,000円を令和元年度に繰り越しをいたしました。繰り越しをした財源の内訳は、

既収入特定財源40万4,000円、一般財源80万8,000円でございます。

この事業は、平成28年度から令和2年度までの循環型社会形成推進交付金事業計画に基づき、補助対象地域におきまして、10人槽以下の合併処理浄化槽の設置をされた方に対しまして補助金を交付するものでございます。この事業費は、平成30年度におきまして計画より実績が下回ったため、その差額に相当する交付金分対象事業費121万2,000円を令和元年度へ未契約繰り越しをしたものでございます。

なお、事項別明細の歳入につきましては議案書の10ページ、歳出につきましては議案書の11ページに記載しております。

以上、上下水道課所管分の説明を終わらせていただきます。

引き続き、報告第3号をご説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

報告第3号、平成30年度松茂町水道特別会計予算繰越計算についてでございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成30年度松茂町水道特別会計予算繰越計算について別紙のとおり報告する。

次の13ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。款1、資本的支出、項1、建設改良費、事業名は一般国道11号線バス停改良事業に伴う配水管布設替工事、中喜来地区でございます。予算計上額の1,231万2,000円から支払義務発生額の440万円を差し引いた791万2,000円を翌年度へ繰り越しをいたしました。

財源の内訳は全て損益勘定留保資金でございます。これは、国土交通省が施工しております一般国道11号線、高速バス停留所の拡幅工事において支障となります上水道配水管200mm布設替工事が、国の工事の発注の遅延によりまして年度内の完成に至らず繰り越しをするものでございます。工期は令和元年8月31日となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 吉崎建設課長。

○建設課長【吉崎英雄君】 それでは、私から、報告第4号のうち、専決第1号についてご報告させていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。

報告第4号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するというものでご

ございます。

議案書の16ページをご覧ください。

専決第1号、平成30年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものでございます。

説明の都合上、議案書18ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、長原渡船管理費で、補正前の額1,189万4,000円に10万円を増額し1,199万4,000円とするものでございます。これは、渡船夫1名が退職したことに伴い、長原渡船場従業員に関する就業規則第16条に基づき特別功労金を支払うため、下段、目99、予備費から10万円を充当し、節8、報償費で特別功労金として同額を増額補正するものでございます。

以上で、専決第1号、平成30年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）の報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤道昭君】 富士上下水道課長。

○上下水道課長【富士雅章君】 それでは、私から、報告第4号のうち、専決第2号、専決第3号につきましてご報告させていただきます。

議案書の19ページをお開きください。

専決第2号、松茂3号線幹線下水道工事その3変更請負契約締結について。

松茂3号線幹線下水道工事その3変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をする。

契約の目的、松茂3号線下水道工事その3。契約の金額、変更前1億2,096万円、変更後1億2,392万7,840円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町豊岡字芦田鶴113番地の6、大東興業株式会社、代表取締役、松浦恵というものでございます。

この工事につきましては、平成30年6月の本議会におきまして、契約議決をいただき、執行いたしました。工事の内容といたしましては、直径200mmの下水道管を推進工法により411m、開削工法を337.9m布設し、平成31年3月22日に竣工いたしております。

変更の主な内容としましては、四国高速運輸株式会社から西に向けての開削工事の際、

軟弱地盤により施工困難となったため、薬液注入工を追加したことによるものと、出来高数量による増額となっております。

続きまして、議案書の20ページをお開きください。

専決第3号、M13八北開拓地区下水道工事変更請負契約締結について。M13八北開拓地区下水道工事変更請負契約を下記のとおり締結するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

契約の目的、M13八北開拓地区下水道工事。契約の金額、変更前1億42万9,200円、変更後1億190万4,480円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町中喜来字中須29番地8、株式会社木内組、代表取締役、木内利幸というものでございます。

この工事につきましても、平成30年6月の本議会におきまして、契約議決をいただき、執行いたしました。工事の内容としましては、直径200mmの下水道管を推進工法により89.5m、開削工事において758.7m布設し、平成31年3月22日に竣工いたしました。

変更の内容としましては、道路舗装面積など、出来高数量による増額となっております。

以上で、専決第2号並びに専決第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　これで、報告第1号から第4号までの報告は終わりました。

○議長【佐藤道昭君】　続きまして、日程第8、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第15、議案第57号「令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）」までの承認1件と議案7件を一括して議題といたします。

吉田町長より発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　それでは、続きまして提案理由を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

まず、専決第4号、松茂町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月29日に公布されたことに伴い、関係する条項を改正したものであります。

改正の主な内容は、個人町民税の非課税の範囲、寄附金税額控除の見直し、軽自動車税の環境性能割並びに種別割に対する特例の新設等、法律の改正にあわせて見直しをしたものであります。

次に、専決第5号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令が本年3月29日に公布されたことに伴い、関係する条項を改正したものであります。

改正の内容につきましては、課税額の定義及び課税限度額並びに軽減判定所得について改正をしたものであります。

次に、専決第6号、平成30年度松茂町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,639万6千円を追加し、補正後の予算の総額を57億3,611万3千円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、地方消費税交付金3,729万3千円、地方交付税3,468万9千円などを増額補正し、県支出金1,284万1千円などを減額補正したものであります。

歳出につきましては、平成30年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正するとともに、歳入増額分と歳出不用額を合わせて公共施設更新等準備基金に1億8,039万2千円を積み立てたものであります。

次に、専決第7号、平成30年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,768万3千円を減額し、補正後の予算の総額を6億1,791万1千円とするものであります。歳入としたしましては、一般会計繰入金908万3千円、町債860万円を減額補正し、歳出につきましては、平成30年度における各種事務事業に係る不用額を減額補正したものであります。

続きまして、議案第51号、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更につきましては、平成31年3月31日に徳島県市町村総合事務組合を組織する美馬西部学校給食センター組合が解散したため、地方自治法第290条の規定により、徳島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号、松茂町役場立体駐車場整備工事請負契約締結につきましては、建設業者6社を指名し、去る5月24日に指名競争入札に付した結果、同工事を2億7,324万円で兼子建設株式会社と契約いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第53号、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律が、去る6月1日に改正施行され、投開票所の経費及び事務費等の基準額が改正されたことに伴い、投票管理者等の報酬を改正するものであります。

次に、議案第54号、松茂町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、所得税法等の一部が改正されたことにより、従来の控除対象配偶者が同一生計配偶者とされたことに伴い、本条例において控除対象配偶者の用語を引用している規定について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号、松茂町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、本年10月に実施予定の消費税率の引き上げによる増収分を財源として低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号、令和元年度松茂町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,597万2千円を追加し、補正後の予算の総額を62億7,397万2千円とするものであります。今回の補正の主なものとしては、消費税率の改定に伴うプレミアム付き商品券事業を実施するために必要な経費7,737万8,000円などを歳出予算に計上し、歳入予算には、その充当財源として国庫支出金1,737万8,000円と商品券の販売収入6,000万円などを増額補正したものであります。

次に、議案第57号、令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれ10億4,436万4,000円とするものであります。低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が拡充されることにより、介護保険料収入を600万6,000円減額補正し、その減額分について、国・県の負担分と合わせて一般会計繰入金を増額補正するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。なお、ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまの議題のうち、議案第52号、松茂町役場立体駐車場整備工事請負契約締結については、本日定例会終了後開催予定の全員協議会で詳細説明及び質疑等を行った上、6月10日再開予定の本会議で、再度、詳細説明を求め、質疑・討論を行い採決いたします。

それ以外の承認1件と議案6件につきましては、6月10日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、日程第16、発議第3号「議会改革特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

お手元に配付をしております、藤枝議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者から提出されました議会改革特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】　　異議なしと認めます。

よって、発議第3号「議会改革特別委員会設置に関する決議」は可決されました。

議会改革特別委員会の設置が決定いたしましたので、次の小休中に委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時48分小休

午前10時49分再開

○議長【佐藤道昭君】　　小休前に引き続き、再開いたします。

小休中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選が行われ、委員長に川田修議員、副委員長に板東絹代議員が就任いたしますので、ご報告いたします。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、日程第17、発議第4号「予算決算特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

お手元に配付をしております。藤枝議会運営委員会委員長ほか5名の賛成者から提出されました予算決算特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、発議第4号「予算決算特別委員会設置に関する決議」は可決されました。

予算決算特別委員会の設置が決定いたしましたので、次の小休中に委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時50分小休

午前10時50分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き、再開いたします。

小休中に予算決算特別委員会の正副委員長の互選が行われ、委員長に藤枝議会運営委員会委員長、副委員長に原田議会運営委員会副委員長が就任いたしますので、ご報告いたします。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第18、発議第5号「議員派遣の件」を議題といたします。

この発議は、去る5月30日の議会運営委員会において、議会運営委員会の発議として提出することを決定いただき、このように提出いただいたものであります。議員の派遣については、会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるもので、令和元年6月から令和2年5月までの議員の派遣を議員派遣一覧表のとおり行い、緊急を要する場合は議長に委任するものです。

お諮りいたします。

藤枝議会運営委員長から提出されました議員派遣の件は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、発議第5号「議員派遣の件」は可決されました。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月7日から6月9日の3日間は、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月7日から6月9日の3日間は休会と決定いたしました。

次回は、6月10日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会といたします。どうもありがとうございました。

午前10時52分散会